

○5番（藤田謙二議員） おはようございます。5番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

先月26日の茨城新聞発表で、来春統合となる太田二高校と佐竹高校の新校の名称が「太田西山高校」とする案に固まったと報道されました。6月1日から開会される第2回定例県議会において、名称案を含む県立学校設置条例改正案が可決される見通しで、来年4月の開校に向け、準備も加速されていくものと思います。創立102年というすばらしい伝統を誇る太田二校と、創立45年という輝かしい歴史を刻んできた佐竹高校、そんな両校の伝統を引き継ぎながらも常陸太田の地で新たな歴史を築き上げる新校の発展に大いに期待するところであります。情報によりますと、入学後に選択できる商業や福祉のコースが設けられるなど、特色ある学校になるということですので、これまで以上に常陸太田市としても連携を深めながら、地域に親しまれ永続的に繁栄できる学校となるよう支援していただきたいと望みます。

それでは、質問に入ります。

1つ目は、スポーツ環境の充実についてであります。

「いきいき茨城ゆめ国体」の開催まで1年3カ月余り、481日となりました。先月24日には、第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会常陸太田市実行委員会第3回総会が開催されるなど、大会本番に向けた準備が着々と進められている旨、理解したところであります。また、8月17日から20日までの4日間は、今年の福井国体の予選であるソフトボール関東ブロック大会が、9月15日から17日までの3日間は、国体リハーサル大会として、第70回全日本総合女子ソフトボール選手権大会が本番同様、山吹運動公園と白羽スポーツ広場で開催されるなど、国体開催に向け機運も徐々に高まっていくものと期待しています。そこで(1)、スポーツ施設の整備について、①として、国体の協議会場となる施設の整備状況について、一部ホームページ等でも紹介されていますが、改めて進捗状況についてお伺いいたします。

また、会場となる施設の整備が進められる一方で、築40年を超える山吹体育館など老朽化の進むスポーツ施設も多々ある中、昨年の6月議会でも質問した際に、補修等を行うことはもちろん、一昨年に策定された公共施設等総合管理計画に基づき管理をしていくとの答弁をいただきました。その上で、第6次総合計画の中でもスポーツ施設については、老朽化の進んでいる施設だけでなく、東日本大震災によりさらに劣化が進んでいる施設もあるため、各施設の使用実態などを踏まえた整備・修繕計画を策定し、耐震化やリニューアル、あるいは廃止、統合などを視野に入れた施設整備を進めていく必要があると記されています。まさに補修等を必要とするスポーツ施設が多い中、計画性を持った予算措置がとても重要になってくるわけで、先送りすることなく早期に計画策定を行う必要があると考えています。そこで②として、スポーツ施設整備・修繕計画の策定状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に(2)、スポーツ団体への支援についてであります。市内には数多くのスポーツ団体が健康増進や仲間づくりを目的に活動しているものと認識しております。また、先週の30日には、10回目となるスポーツチャレンジデーも開催され、昨年を上回る59.7%の参加率で過去最高を記録しました。惜しくも今年の出場相手となった長野県東御市には、3.3%という僅差で勝利

することはできませんでしたが、市民のスポーツや健康への関心は年々高まっているように思います。

そのような中、就学前の子どもや小学生を対象としたスポーツ少年団も活発に活動を展開し、青少年の健全育成はもとより、コミュニティの活性化にも大きく寄与しているものと感じています。今年5月には、インターメディアエット全日本リトルリーグ野球選手権大会が本市で開催され、地元常陸太田リトルリーグのチームが東関東連盟代表として出場を果たし、アジア大会の切符をかけた決勝進出へあと一步と大健闘するなどの活躍を見せてくれました。少子化が進行している中ではありますが、地域の子どもたちが興味のあるスポーツに励み、将来の夢を描き頑張っている姿は、我々地域の大人にとっても勇気づけられるものであります。

そんな地域の子どもたちのスポーツ環境をサポートしてくれているスポーツ少年団ではありますが、①として、現在本市ではどれぐらいのスポーツ少年団が活動しているのか、その種目数及び団体数について、またその活動に対してどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

そして、これまではスポーツ少年団というと就学前の子どもや小学生を対象としているものがほとんどで、中学生になると学校の部活動へと移行する流れが当たり前の時代であったと思います。しかし、学童スポーツとして専門的に活動してきた児童や保護者の中には、学校教育の一環として行っている部活動よりもさらに専門的な技術向上を目指し、市内外のクラブチームに所属する生徒も増えつつあり、市内に受け皿のないスポーツに関しては、おのずと市外へとその活動の場を求め、子どもたちが流出してしまっている傾向にあります。そのような中、子育て支援の環境づくりの整備といった観点からも、これからの時代はスポーツ少年団の延長として、中学生になっても地域で続けたいスポーツのできる受け皿づくりが必要になってくるのではないかと感じています。

昨年12月に、教育の長時間労働の改善策を検討している文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会がまとめた中間報告の中にも、部活動は、将来的には地域で部活動にかわり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取り組みを進め、部活動を学校単位の取り組みから地域単位への取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであると言及しています。

本市においても既に一部のスポーツでは、中学生を対象としたクラブチームが発足し活動していますが、地域の子どもたちがスポーツ少年団の種目数と同様に、より選択しやすくなるような体制を目指し、地域の魅力度アップへつなげていくためにも、今後設立を促進していったほうが考えますが、②として、新たな地域スポーツクラブの育成及び活動支援について、ご所見をお伺いいたします。

2つ目は、教育環境の充実についてであります。今回は、1つ目の質問でも若干触れました(1)中学校の部活動についてお伺いいたします。

これまでも部活動関連については、平成24年9月議会、そして平成28年12月議会においても質問をさせていただいた経緯があります。6年前の平成24年のときには、越境などの問題とあわせて、指定校を変更することなく複数校が合同で部活動を行う複数校合同部活動方式の導

入について、兵庫県三木市の事例を紹介しながら検討していただけるよう提案させていただきました。

その時点においては、本市ではまだ合同での部活動というものは実在していなかったわけであり、それが4年後の平成28年のときには、6月に開かれる総体こそ1年生が入部するため合同チームは存在していなかったものの、3年生が引退した後の9月に開かれる新人戦においては、平成25年度を皮切りに、平成28年度においては3校合同による大会参加が生じるなど、毎年のように単独校でのチーム編成が困難なケースが続いている旨、説明をいただきました。

また、今年3月には、スポーツ庁より、学期中は週2日以上を休養日とし、1日の活動時間は平日2時間、休日は3時間程度に抑え、合理的で効果的な練習を実践することなどを柱とした運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが策定されました。その中には、1週間で少なくとも平日1日、週末は1日以上を休養日とし、週末に大会があった場合は別の日に振りかえ、夏休みなどには長期の休養期間を設けることも明記されています。また、外部人材の部活動指導員を任用するなどして、円滑に部活動ができる体制づくりや、生徒の中には厳しい練習で力を付けるよりも、友達と楽しんだり適度に運動したりしたいというニーズもあるとして、季節ごとに違う種目に取り組むなど、多様な運動部の設置も提言されています。

さらに、少子化の進行に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツの機会が損なわれることのないよう複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加するなど、合同部活動の取り組みを推進すると明記されています。まさに本市が直面している課題そのものであり、今後過疎地域における中学校の部活動を存続していくためには、競技種目ごとに拠点校を設置し、常陸太田市中学何々部といった7校全体による合同部活動であったり、部員数が確保しやすい種目については、南北2つに分けて3から4校ずつの合同部活動を設置するなど、新たな改革が必要であると感じています。

同時に、県中学校体育連盟に対しても、合同チームによる出場条件の緩和策等を強く要望していくことも重要になってきます。せっかく練習に励んでも大会等に全く参加ができなくては張り合いがなくなってしまうし、目標も掲げにくくなってしまいますので、同じような課題を抱える市町村と連携を図って改革を進めていっていただきたいと思っています。

そのような中、①として、中学校の規模による部活動の種類格差の現況や、平成29年度以降の合同チームの状況について、さらに改革を推進していく上での課題等についてお伺いいたします。

次に、部活動の顧問については、専門の先生にとってはとてもやりがいを感じる指導であるのに対し、経験したことのない部活を担当する先生にとってはかなりの負担が強いられているものと推察しています。そもそも学校の部活動に関しては、学校教育の一環であり勝利至上主義であってはならないわけではありますが、特にスポーツ少年団で活動して基礎技術が既に身につけているような生徒や保護者の中には、経験のない先生が顧問の場合などは物足りなさを感じてしまうなどの問題も生じやすく、担当となった先生の苦労や負担が倍増しているケースなどもあるのではないのでしょうか。

そのような中、前述の中央教育審議会の提言においても、長時間労働が深刻な教員の働き方改革の中で、負担の大きい部活動については外部人材の積極的な活用を求める内容となっていて、必ずしも教員が担う必要はないなどとしています。そこで②として、働き方改革に伴う本市の部活動に関する今後の方針についてお伺いいたします。

そして、スポーツ庁の運動部活動ガイドラインでは、地域との連携との項目の中で、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が共同、融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めると記されています。

現在本市でも、前段の質問で触れたように、学校の部活動に入部しているものの、地域のクラブチームにも所属し活動している生徒が徐々に増えてきています。多様な選択のできる環境が少しずつ整いつつある中で、生徒自身の意思が最優先、尊重されるよい傾向となってきているわけですが、まさに今が過渡期の状況下においては、新しい選択をした生徒、いわゆるクラブチームでの活動を選んだ少数の生徒に対し、学校とクラブチーム、保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツの環境の充実を支援するパートナーという考え方のもと、良好な関係を構築していくことが重要になってきます。

そのような中①として、地域スポーツクラブとの連携及び良好な関係構築についてのご所見をお伺いいたします。

3つ目は、観光の振興についてであります。今回は（１）「民泊新法」についてお伺いいたします。

「住宅宿泊事業法」、通称「民泊新法」とは、従来の「旅館業法」で定めるホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の４つの営業の形態や、国家戦略特区、特別区域の特区民泊に当てはまらない新しい営業形態である住宅宿泊事業に関して規定する法律で、平成２９年６月９日に成立し、今月６月１５日から施行される民泊に関する新しいルールであります。

本市ではこれまでに、教育旅行における農家民泊などの受け入れ体制の整備推進を図ってきておりますが、①として、今回施行される「住宅宿泊事業法」の概要及び本市への影響や期待される効果などについてお伺いいたします。また②として、施行に先立ち、３月１５日から事前届け出及び登録が開始されていますが、本市の状況についてお伺いいたします。

以上３項目、９件についてお伺いいたしまして、私の１回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお願いたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育部長。

〔生天目忍教育部長 登壇〕

○生天目忍教育部長 スポーツ環境の充実についてのご質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ施設の整備についてのうち、国体の競技会場となる施設の整備状況についてお答えいたします。

来年度、茨城県内で開催されます第７４回国民体育大会及び第１９回全国障害者スポーツ大会

におきまして、本市はソフトボール競技、フットベースボール競技が山吹運動公園及び白羽スポーツ広場で、グランドソフトボール競技が里美運動公園で開催されます。

各競技会場となります施設の整備につきましては、昨年度までの2年間に、山吹運動公園内の野球場や運動広場及び白羽スポーツ広場のそれぞれの内野部分の面整備及び土の入れかえによる内外野の段差解消工事を行い、競技技場の面的整備は完了いたしました。

本年度の施設整備につきましては、山吹運動公園内に設置してあります屋外トイレのうち、3基のトイレの建てかえ工事を行います。また、白羽スポーツ広場には、新たに1基のトイレを設置いたします。いずれのトイレも洋式便器を備えた男女別のトイレとなっております。

さらに、山吹運動公園内の体育館東側駐車場及び野球場南側駐車場の路面が不等沈下しており、少量の降雨であっても水たまりが広範囲に発生し排水されないため、利用者が駐車できない状況となっておりますことから、駐車場の整備測量及び設計を行い、その後国体開催までに間に合うよう工事を進めてまいります。

次に、スポーツ施設整備・修繕計画の策定についてお答えいたします。

議員ご発言のとおり、本市の主なスポーツ施設は、山吹運動公園の各施設が築43年、里美運動公園が築34年、大里ふれあい広場・水府海洋センターが築27年経過しております。各施設とも建物の耐震化については問題ありませんが、修繕が必要なときにその都度改修を行い使用している状況にありますことから、今後各施設の利用実態を踏まえた整備、修繕の計画が必要となっております。

本年度策定を予定しております本市のスポーツ推進計画は、誰もがスポーツに親しみ、健康な心と体で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成及びスポーツ施設の再編、再配置等による効果的かつ効率的な保全を目的としております。計画の策定に当たりましては、市民のニーズ調査を行い、スポーツ施設の環境の充実及び施設の再編、再配置などについて検討し、本市のスポーツ推進の理念と基本目標及び基本目標達成に向けての施策等を定めてまいります。この計画に基づいて、一昨年に策定いたしました公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、各施設などの改修整備計画を進めてまいります。

続きまして、スポーツ団体への支援についてのうち、スポーツ少年団の活動状況及び活動支援についてのご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団は、昭和37年に、スポーツによる青少年の健全育成を目的に設立され、現在全国で団数約3万2,000団、団員数約69万4,000人を要する日本で最大の青少年スポーツ団体として組織されております。

本市のスポーツ少年団の現在の状況ですが、27単位団が登録されておまして、種目は野球、ソフトボール、バレーボールなどの球技や、剣道、柔道などの武道及び多種目を行う複合などの11種目にわたっております。また、現在本年度の団員を募集しているところですが、5月31日現在での団員数は、幼児、小中学生、高校生など合わせて236人となっており、今月の15日が登録期限となっておりますが、その後も追加登録が可能でありますことから、引き続き手続を行ってまいります。

なお、昨年度の登録実績ですが、28団体で11種目、620人の団員数でございまして、地域の指導者の皆様方のご協力により、多くの子どもたちがスポーツ活動に取り組んでおります。中には関東大会や全国大会に出場している団もございます。

スポーツ少年団の活動は、子どもたちがスポーツ活動に親しみ、継続した活動に取り組む上で重要な役割を果たしておりますことから、市の施設を使用する場合の使用料の減免、競技大会等で使用する場合の予約を優先するなどの活動への支援、助成金の交付、団員の加入促進、指導者の学習機会の提供等の支援を行っております。昨年度におきましては、発育、発達期にある子どもたちが、運動に必要な体の柔軟性、平衡性などの能力を高めるために必要なトレーニングや指導者の指導方法の習得を目的に、専門知識を有する指導者の派遣を行うとともに、子どもたちの体を作る基本となる栄養教室や指導者を対象にメンタルトレーニングの講習会などを開催してまいりました。

したがって、引き続きスポーツ少年団活動の充実強化を図ってまいりますことは、本市の子どもたちのスポーツに対する夢をはぐくみ、体力や運動能力を高めることにつながるものであるため、地域の指導者の方々と連携を図りながら、スポーツ少年団活動のより一層の活性化の支援に努めてまいります。

次に、新たな地域スポーツクラブの育成及び活動支援についてお答えいたします。

議員ご発言のとおり、スポーツ少年団で活動しております団員の多くは、小学校卒業を機に退団し、中学校の部活動へ移行しているところです。しかし、中学校によっては今まで行ってきた種目の部活動がないため、他の部活動に入る生徒もおります。

スポーツ少年団は、小学校卒業後も継続できることとなっており、現在中学生以上で30人の団員が登録されております。昨年度においては52人の団員が登録されてございまして、これらの中学生以上の団員は、団のスポーツ活動にとどまらず、指導者と協力してグループをまとめるリーダーとしての活動をされている状況です。

また、市内にはスポーツ少年団とは別に、小中学生等を対象とした地域スポーツクラブが複数あります。それらの団体は、市のスポーツ施設を使用する場合はスポーツ少年団と同様の減免措置をしており、今後も市内の小中学生等を対象とした地域スポーツクラブが設立された場合は、既存の地域スポーツクラブと同様の支援をしてまいりますとともに、教育委員会、学校、地域スポーツクラブが連携を図っていくことが必要と考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 教育環境の充実についてのご質問にお答えいたします。

初めに、中学校の部活動についてのうち部活動の現況及び課題等についてお答えいたします。

中学校における部活動は、全教職員の指導のもと学校教育の一環として行われておりますが、ここ数年の生徒の減少により部活動の数も減っている現状が見られます。本年度部活動の数の一番多い中学校でも、野球部を初めとした12の部活動、一番少ない中学校においては、6つの部活動と生徒の選択できる部活動も限られてきている状況が見られますが、それぞれの学校とも生

徒の思いを大切にしながら部活動の選択を進めているところでございます。

また、部活動として存続はしているものの、部員数の減少により、大会等に単独で出場できないなどの状況が発生している学校があり、そのような学校は複数校合同チームで大会に参加しております。実際には、平成29年度の茨城県民総合体育大会中学校の部、いわゆる総体においては、太田中と瑞竜中の野球部が、平成29年度の茨城県中学校新人体育大会、いわゆる新人戦においては、太田中と水府中の野球部、世矢中と瑞竜中と里美中の野球部、世矢中と金砂郷中と水府中のサッカー部が合同チームとして参加しております。平成30年度の総体では、太田中と瑞竜中の野球部が合同チームとして参加する予定であります。

合同チームを編成するに当たっては、総体と新人戦では規定が違っております。総体は規定が厳しく、2校限定で合同チームを編成すること、加えてどちらの学校も競技人数を下回っているという条件に合致した合同チームの場合であれば、勝ち上がり関東大会、さらには全国大会まで出場できることとなります。一方、新人戦においては、関東大会や全国大会がございませんので、3校以上でも合同チームを編成することができます。さらに、競技人数が上回っている学校と競技人数が満たない学校が合同チームを編成することも可能であり、合同チームで県大会まで出場することができ、規定が総体より緩やかになっております。

このところ、本市ばかりでなく、近隣の市町村においても合同チームとして参加することが増加傾向にあることから、総体における合同チームでの出場条件の緩和策等について、各学校の意見を集約し、今後も引き続き、他の市町村と連携を図りながら、県中学校体育連盟に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、働き方改革に伴う本市の部活動に関する今後の方針についてお答えいたします。

スポーツ庁が策定した運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインにのっとり、このたび県教育委員会が策定した運動部活動の運営方針を踏まえ、今年8月1日をめどに、学校に係る運動部活動の方針を策定いたします。その際、休養日や活動時間、指導体制等において県北4市と情報交換を行い、調整を図りながら、学校長会、中体連等と連携し、中学校における望ましい部活動のあり方を踏まえつつ、教師の部活動における働き方改革を推進してまいります。また学校に対して、今年10月1日までに学校の部活動に係る活動方針を策定し、運用できるように助言指導をしてまいります。

最後に、地域スポーツクラブとの良好な関係構築についてお答えいたします。

新学習指導要領の総則では、部活動については「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示されています。あくまでも生徒の自主的、自発的な参加によって行われるものであり、生徒は地域スポーツクラブで活動するという選択も今までどおり可能です。したがって、学校と地域がともに子どもを育てるという視点から、学校と地域スポーツクラブが連携を図っていくことは今後さらに重要になってきます。

今回のガイドラインにおいても、成長期にある生徒たちが自分のニーズに合った運動に積極的に取り組みながら体力や技能の向上を図るとともに、運動や食事、休養等のバランスのとれた生活を送ることが大切であるとうたっております。市教育委員会としましても、中学生において心

身ともに健全な成長が図られるように学校と地域スポーツクラブに働きかけてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 観光の振興における「民泊新法」について、2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「住宅宿泊事業法」の概要及び本市への影響や期待される効果についてですが、これまで宿泊料が伴う民泊につきましては、昭和23年に施行された「旅館業法」の許可を得るから国家戦略特区として指定を受けた自治体の民泊条例の規定に従って認定を受けなければなりません。近年の外国人観光客の増加などによる宿泊施設の不足、空き家の利活用、さらにはインターネットを使った新しいビジネスモデルの出現などから、新たに民泊という宿泊提供に関する法律として「住宅宿泊事業法」、いわゆる「民泊新法」が議員ご発言のとおり、今月の15日から施行されることとなります。

この「民泊新法」により、宿泊日数が1年間で180日以上超えない場合には「旅館業法」の対象外となり、茨城県への届け出により営業ができるようになります。また、客室の床面積要件がなく住居専用地域において民泊が可能となるなど、用途地域の制限についても規制が緩和されております。

「民泊新法」における事業形態は、家主が宿泊者と一緒に宿泊施設に泊まる「家主居住型」と、家主は宿泊施設に泊まらずに、国土交通大臣登録の宿泊施設管理業者に施設管理を委託する「家主不在型」に分けられます。家主居住型は空き部屋を活用した少人数の観光客が見込め、家主不在型は空き家を活用して家族やグループ等の少しまとまった人数を受け入れられることから、空き家の有効活用が図られると大きな期待が持たれております。一方で、懸念される治安、衛生等の課題への対応や、家主不在型における宿泊施設管理業者への委託料等の発生により、ビジネスとして構築できるかなど検証する必要があるとございます。

なお、平成28年度より公益財団法人グリーンふるさと振興機構から引き継いで、県北6市町と連携しながら進めております教育旅行推進事業の農家民泊につきましては、地域協議会等が体験学習を伴う教育旅行のみを受け入れる場合は、これまでどおり新法におきましても適用外となりますことから、届け出も不要であり現時点での影響はないものと考えております。しかしながら「民泊新法」により、県への届け出を出すことで一般人や外国人旅行者など幅広い受け入れが可能となりますことから、既に教育旅行を受け入れている市内の農家等におきましては、県への届け出をする方向で、現在市観光物産協会が一括しまして手続を進めている状況でございます。

続きまして、2点目の、既に事前届け出、登録が開始されているが本市の状況についてのご質問ですが、本年3月15日から県への事前届け出、登録が開始されております。本市からの届け出について県に確認をいたしましたところ、6月1日現在での届け出はない旨でありましたが、市観光物産協会への問い合わせは2件ございます。現在県への手続等の相談を受けている状況であります。市としましては、今後につきましても「民泊新法」による住宅宿泊事業を検討されている

方につきまして、適切な助言、指導等のサポートに努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

〔5番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○5番（藤田謙二議員） それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1，（1），①，国体の競技会場となる施設の整備状況については、山吹運動公園及び白羽スポーツ広場の競技場の面的整備が完了している旨、理解をいたしました。また、昨年6月の一般質問における答弁の時点では、屋外トイレについては既存の施設を有効活用し、不足については仮設トイレで対応とのことでありましたが、その後、国体整備とあわせて改修される計画へと変更となり、普段施設を利用している市民の方々にとっても大変喜ばしいことであると感じています。そこで、先ほどの答弁にもあったように、今年度整備を計画しているということではありますが、9月に予定されているリハーサル大会には間に合うのかどうかお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 山吹運動公園屋外トイレの整備についてのご質問にお答えいたします。

現在設置工事に向けて調査及び設計を行っておりますが、工事は既存のトイレを撤去し、同一場所に新たなトイレを設置することとなります。したがって、工事期間に3カ月以上を要する見込みであることと、各種大会や利用者の多い夏から秋にかけての繁忙期の工事は、安全面を第一に考慮しまして避けたいと考えておりますので、9月開催のリハーサル大会終了以降に工事に着手できるよう進めてまいります。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） できるならば、間に合うように整備をしていただきたいわけでありませぬけれども、来年の本番に向けて、その他にも駐車場の改修工事を行っていくということでもありますので、ハードの整備はもちろんのこと、市民の機運の醸成に向けたソフト面でのホスピタリティや地域を挙げたおもてなしなどにも力を注いでいっていただきたいと思っております。

次に、②のスポーツ施設整備・修繕計画の策定状況については、今年度策定を予定しているスポーツ推進計画に伴い、スポーツ施設の再編、再配置などを検討していくとのことでありますので、今後老朽化により一気に修繕が必要な施設が出てくる心配がある中、将来に負担を回し過ぎることのないように、できるだけ早期に計画を策定し、修繕に当たってほしいと思っております。また、施設の廃止や統合などについても議論を深め、市内施設のスリム化を図ってほしいと要望いたします。

次に（2），①のスポーツ少年団の活動状況及び活動支援については、現在本市には11種目27のスポーツ少年団が活動しているということで、指導者の学習機会の提供としてのトレーニングや指導方法の専門知識を有する指導者派遣や指導者向けの講習会等を実施するなど支援を行っているとのことでありますけれども、幾つか再質問させていただきます。

まず、支援の1つに活動助成金の交付との答弁がありましたので、1団体につきどのぐらいの助成額となっているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 スポーツ少年団への活動助成金のご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団への活動助成金は、本市体育協会を通じて150万円を助成しております。そのうち単位団の活動助成金は127万5,000円で、各単位団1万円の基本割額と団員数割額で案分して助成をしております。

1団体当たりの助成金は、昨年度の実績ですが、最も多い団では13万8,400円で団員数は79人でございます。一方、最も少ない団は1万6,500円で団員数は4人でございます。その他、各種交流会や県大会等に参加した団体に対しまして、その経費の一部を助成しております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） わかりました。

また、本市に移住されてきた子育て世代の親御さんから、市内にどのようなスポーツ少年団があるのか、ホームページ等で検索したけどわからないといった話を聞き、自分も検索して探してみたんですが正直見当たりませんでした。答弁の中で団員の加入促進の支援も行っているということではありますが、どのような時期にどのような方法で支援されているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 団員加入促進の支援の方法と時期についてのご質問にお答えいたします。

支援の方法といたしまして、前年度の3月に本市のスポーツ少年団の紹介と団員募集のパンフレットを作成し、市内の小中学校や幼稚園、認定こども園、保育園を通して各家庭に配布をしております。また、2月末の「ひたちおたおお知らせ版」にも、少年団を紹介しながら団員募集の記事を掲載いたしました。

申し込みの受け付けについては、各スポーツ少年団へ直接申し込みますが、スポーツ振興課でも受け付けができるよう配慮しております。さらに、茨城県スポーツ少年団本部への登録は、各単位団から直接インターネットを通じて行うこととなっておりますが、その操作方法についてもサポートしております。

市ホームページへの掲載につきましては、例年同時期に掲載しておりますが、本年度につきましては失念してしまい、先日掲示いたしました。今後はこのようなことのないよう十分注意してまいりますとともに、各団からのPR資料を提供いただき、あわせて掲示をして、団員の加入促進の支援に努めてまいります。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ありがとうございます。

以前は、市の広報紙でスポーツ少年団の活動紹介なども連載されていたことがあったと思いますが、子育て世代の親御さんは、紙媒体よりもネット環境での情報収集が主であると思いますし、子育て支援という観点からも、団員募集のみならず年間を通して市内のスポーツ少年団の活動状況がわかるようなサイトをぜひ立ち上げるなど、支援の強化を図ってほしいと望みます。あわせて、市の施設使用料の免除や競技大会における施設予約の優先なども引き続き行っていただきたいと思います。

②の新たな地域スポーツクラブの育成及び活動支援については、小学校卒業後も継続してスポ

一ツ少年団に登録して活動している中学生もいるとのことでありましたが、種目によっても異なると思われますが、大会等の参加も可能となっているのかお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 スポーツ少年団に登録している中学生の大会出場についてのご質問にお答えいたします。

茨城県スポーツ少年団のスポーツ大会要項では、15種目のスポーツ大会の開催が予定されており、そのうち8種目で中学生も出場できることとなっております。このほかに、野球やサッカーなどのようにほかの組織等が主催する大会の中に、中学生のクラブチームと同様に出場することが可能な大会も開催されております。

なお、競技種目によりましては、中学校の部活動に登録してしまうと他のチームから出場できないというルールがあり、大会参加に制限がかかることもございます。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ありがとうございます。

これまでの子どもを取り巻くスポーツ環境としては、小学生のうちは地域がサポートしているものの、中学生になると部活動というくくりから学校が担うことが当たり前といった概念が続いてきました。一方で、教員の長時間労働の改善策の1つとして、部活動を学校から地域へ移行する展望も示されてきています。

地域の子どもたちにとっては、自分を取り組みたいスポーツが身近な環境でできないということは残念なことで、部活動も地域スポーツクラブもそういった子どもたちの希望を叶える受け皿として共存共栄していくことが何より大切であると考えています。そのような意味からも、新たな地域スポーツクラブの育成や支援についても既存のスポーツ少年団同様のサポートをお願いしたいと望みます。

大項目2、(1)、①の部活動の現況及び課題については、学校の規模により部活動の数に約倍の差があるということで、複数校合同での大会参加も平成29年度の総体で2校合同が1種目、新人戦では2校合同が1種目、3校合同が2種目、平成30年度、今年ですが、総体ではやはり2校合同が1種目ということで、以前にも増して厳しい状況が続いているように思います。特に9名の部員が必要な野球部においては、合同による参加が増加傾向にあり、学校によっては新人戦のときと総体のときで合同チームを編成する相手校が変わってしまうなどの状況も発生し、チームプレーを重視するスポーツとして、部員の間でも気持ちの面で動揺があらわれているなどの声も聞いています。

また、現在の中体連の参加規定では、練習に励んでいるものの大会に参加できない学校も生まれてしまうことは、もはや時間の問題であると感じています。元に本市でも今年の総体で危うく参加が叶わなくなりそうな学校が発生しそうであったという状況も耳にしています。そのような中、学校ごとではなく教育委員会として、出場条件の緩和等について協議及び中体連に対して要望等は行ってきているのか、また行ってきているとするならば、それに対する回答はどのような内容となっているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○石川八千代教育長 合同チームにおける出場条件の緩和等に関するご質問にお答えいたします。

各市町村の教育長からなる県教育長協議会において、学校現場における課題の1つとして取り上げ、県の中体連に要望してまいりました。しかし、総体は関東や全国につながっていることから、関東中学校体育連盟や日本中学校体育連盟の合同チームとしての出場条件が基本となっており、すぐに条件緩和の措置をとることが難しいとの回答をいただいているところでございます。

したがって、引き続き他市町村と連携を図って、改善策について中体連に働きかけてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） わかりました。

なかなか過疎地域の抱える問題について、真摯に受けとめて対応を考えていただけていないのかなと悲しくなりますけれども、少子化の進行に伴い、いずれ同じような課題を抱える自治体が増えてくることは容易に推測できるわけで、問題が直面している本市などがぜひ声を大にして働きかけていかないと早期改革につながらないと思いますので、引き続き強く働きかけ、要望をしいってほしいと望みます。

そして、1回目の質問の中でも述べさせていただきましたが、スポーツ庁のガイドラインにも記されているように、生徒のスポーツの機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加できる取り組みや、季節ごとに違う種目に取り組むことのできる新たな部活動の設置など、生徒目線で考えても少子化の進行に伴い部活動のあり方自体を見直す時代を迎えてきていると感じています。

このことは運動部のみならず、例えば吹奏楽部など文化部においても同様であると考えています。10名に満たない少人数による限られた楽器によるハーモニーと週末だけでも複数校が合同で数多い楽器を用いた演奏では、奏でる音色にも違いが出てくることはもちろん、生徒自身の技能向上にも好影響をもたらすことは間違いないと思っています。ぜひ格差を是正し、教育機会の均等化といった観点からも課題に直面している過疎地域だからこそ、県内でも先頭に立って改革を推進してほしいと望みます。

次に、②の働き方改革に伴う今後の方針については、スポーツ庁のガイドラインにのっとり県教育委員会が策定した運営方針を踏まえ、本市の活動方針をこれから策定するとのことで、現段階では言及いただけませんでした。答弁いただいたように、さまざまな点で同様の課題を抱えている県北4市と情報交換しながら、長時間労働が問題視されている教員の働き方改革の中でも特に負担の大きいとされている部活動については、先ほどの生徒目線同様に、先生の立場からも改革が必要な時代に突入していると感じていますので、時代に合ったよりよい改善を図っていただきたいと期待しています。さらに、策定された方針が学校や顧問の先生によって温度差がないように注視していただきたいと望みます。

③の地域スポーツクラブとの良好な関係構築については、クラブチームに所属する生徒が比較的多い学校で、保護者向けに部活動とクラブチームとの関係においてわかりやすい内容の説明が

行われたと伺い、又聞きで間違った解釈をしてしまっはよくないと感じ、実際にその学校を訪問し現状確認を行ってきたところ、部活動とクラブチームとの時間帯が重複した場合は、平日であつてもクラブチームでの活動を優先してよとの寛大な方針でありました。市内でも早くからクラブチームと部活動を両立する生徒がいたという環境であつたことからか、学校での対応や考え方も先進的で正直感心いたしました。

ぜひ、今後増加するであろう地域スポーツクラブと部活動の関係では、学校と地域がともに子どもを育てるとする視点からも、今後さらに重要になると答弁をいただいたように、市内の先進事例を参考に、働き方改革同様、学校や顧問の先生によって見解が異なるよう市としての方針を周知し、決して子どもの取り合いといったような関係悪化を招かないよう推進していただきたいと思います。

大項目3、(1)、①の「住宅宿泊事業法」の概要及び本市への影響や期待される効果については、本市が推進している教育旅行としての農家民泊などへの影響はなく、逆に届け出をすることで一般人や外国人観光客など幅広い受け入れが可能になるということです。ぜひ有効に活用を図っていただきたいと思います。

一方で、空き家なども活用次第では有効な手段となり得るということでありますので、今後農家民泊にとどまらず、町中にある大型空き物件などを、インバウンドを初めアーティスト制作等の長期滞在、さらには各種イベントや大会等で本市を訪れた際に宿泊施設不足の解消といった側面からも民泊活用の可能性について検証をしていただければと考えています。

②の事前届け出及び登録の本市の状況については、現時点での県への届け出、登録はないということですが、市観光物産協会が届け出をする方向で手続を進めている教育旅行を受け入れている農家以外に「民泊新法」の届け出についての問い合わせが2件あり、手続等について相談を受けているとのことでありましたけれども、差し支えがなければ、その2件については住宅専用地域の家屋なのか、また家主居住型なのか、それとも家主不在型なのか、参考までにお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、市観光物産協会に相談を受けている2件の案件ですが、2件とも住居専用地域ではございませんで、都市計画区域外の家屋を対象に計画されているものでございます。また、2件とも届け出住宅に家主が居住し、不在とならない家主居住型での事業を計画しているとお聞きしております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番(藤田謙二議員) ありがとうございます。

今回の「民泊新法」のように、県への届け出のみで営業ができるようになる規制緩和というのは、喜ばしい反面、盲点をつくような悪質なケースも懸念されますので、県との情報共有を図りながら、ただいまの2件の問い合わせのようにつるだけ観光物産協会などが相談窓口となり、しっかりとサポートを行っていただきたいと思います。

最後に、今日は地元太田二高校の学生が大勢傍聴に来ていただいておりますけれども、時代を担う若い人たちが生まれ育ったこの地域でこれからも活躍できるようなそんな地域づくりを目指して力を注いでいくことをお約束申し上げまして、私の一般質問を終わります。